

市政地区懇談会開催要領

1 目的

行政としての説明責任を果たし、市民と行政との信頼関係を築くとともに、市政に対する市民ニーズを把握し施策に反映させるため、「市政地区懇談会」を開催する。

2 開催地域

町会連合会の地区協議会単位で開催する。

3 開催時期

7月、10月、1月、4月を基本に、各月2～3地区で開催する。(3～4年間で全地区協議会で開催)

4 開催内容

市長から市政の現状・課題等について報告し、質問・意見等を受け、その後、市政全般についての質問・意見等について受け答えする。(地区協議会と協議)

5 対象者

各地区協議会地域にお住いの市民（他地域の方を拒むものではない）

6 市側出席者

市長、総務部長、関係部長、秘書課長、市民連携室職員

7 開催時間

平日の午後7時～午後9時を基本に、地区協議会と協議して時間を設定する。

8 進行・運営

当日の進行・運営については、地区協議会と協議、調整のうえ進める。